

千葉県で台風15号の被害にあった皆さんへ

今の生活に必要な情報や、災害証明書(被害があったことがわかる書類)の申し込み方などをお知らせします。

令和元年9月 千葉県災害対策本部

生活についての情報

・ブルーシートの配布

屋根などが壊れたときに雨漏りを防ぐため、屋根をカバーするブルーシートを配っています。ほしい人は、区役所地域振興課に連絡したあと来てください。

・一般家庭で発生した災害ごみ

折れた枝などの燃えるごみ

いつもごみを捨てている“ごみステーション”に、決められた曜日に出してください。

台風で出た災害ごみは、いつものごみとは分けて、透明または半分透明の袋(市の指定袋でなくてもいいです)に「災害ごみ」と貼り紙をして出してください。

燃えないごみ

トタンなど、台風により飛んできたごみ・がれき・割れた植木鉢などについては、近くの環境事業所へ連絡してください。

いま、災害ごみについて相談が多いので、ごみの回収まで2週間くらいかかります。

また、直接環境事業所に災害ごみを持っていくこともできますので、質問してください。

持って行くときや申し込みのときは「災害ごみ」と言ってください。

【質問】

中央・美浜環境事業所 043-231-6342 花見川・稲毛環境事業所 043-259-1145

若葉・緑環境事業所 043-292-4930

・ボランティアが必要な人の相談窓口

「自宅の庭で、枝木が散らばって困っている。」「瓦やトタンなどを片づけたいが人がいない」など、困っている人は、相談してください。

(危険な片付けなどは、できないことがあります。)

【質問】

千葉県社会福祉協議会 ボランティアセンター 043-209-8850

・道路の上に倒れた木 飛んできたごみ など

道路の上に倒れた木や 飛んできたごみについては 近くの土木事務所へ 連絡してください。

【連絡・質問】

中央・美浜土木事務所 043-232-1154 花見川・稲毛土木事務所 043-257-8843

若葉土木事務所 043-306-0395 緑土木事務所 043-291-4963

・停電（電気が使えないこと）について

停電に関する質問 東京電力パワーグリッド 0120-995-007

停電がなくなったところで 自分の家だけ停電しているとき

【質問】東京電力パワーグリッド 043-245-4999

住宅の支援

・住宅(家)が壊れたときの相談：住宅政策課 043-245-5810

・市営住宅の提供：災害のため住宅(家)に住めなくなった人は市営住宅に住めます。

【相談・質問】千葉県住宅供給公社 043-245-7515

・被害にあった住宅(家)への融資(お金を借りる)相談：壊れた住宅(家)を直すために お金が
必要な人は 相談してください。

【相談・質問】住宅金融支援機構お客様コールセンター 0120-086-353

り災証明書の発行

り災証明書(被害があったことがわかる書類)は 台風などの自然災害で家がどれくらい壊れたかを証明する文書です。保険金や お金を借りるときに 必要です。証明書がほしい人は被害を確認できるもの(写真など)を持ってきて 申し込んでください。

対象 台風で市内にある自分の家が壊れた人

申込人 被害を受けた人(その人以外は委任状が必要)

必要書類 ①り災証明の申請書(受付窓口にあります)

②被害を確認できるもの(写真など)

③委任状(被害を受けた人以外が届け出るとき)

【受付・質問】

中央区役所地域振興課	043-221-2169	花見川区役所地域振興課	043-275-6224
稲毛区役所地域振興課	043-284-6107	若葉区役所地域振興課	043-233-8124
緑区役所地域振興課	043-292-8107	美浜区役所地域振興課	043-270-3124
防災対策課	043-245-5113		

生活面の支援

・災害援護資金貸付

「世帯主の人が けがをした家」「家の物が 大きな被害を受けた人」を助けるため お金を借りることができる。

※家が 全部または 半分壊れた家が 対象となります。

※お金を借りるのに いろいろな 条件があります。申込みの前に 質問してください。

【質問】地域福祉課 043-245-5218

・生活福祉資金貸付（緊急小口資金）

所得（収入）の 少ない人（世帯）が 緊急かつ一時的に 生活にお金が必要なときに お金（10万円以下）を借りることができます。（書類を出す 必要があります。借りることが 決まるまで1週間くらい かかります。）

・生活福祉資金貸付（災害援護費）

所得（収入）の 少ない人（世帯）に①か②のとき お金を 借りることができます。

①台風で壊れた家を 直す

②家の中の物を 買う

決められた書類を 出してください。金額に制限があります。借りることが 決まるまで1か月くらいかかります。

※お金を借りるには いろいろ条件があります。申請の前に 聞いてください。

【質問・申請窓口】

千葉市社会福祉協議会

中央区事務所	043-221-2177	花見川区事務所	043-275-6438
稲毛区事務所	043-284-6160	若葉区事務所	043-233-8181
緑区事務所	043-292-8185	美浜区事務所	043-278-3252